

平成 2 4 年 第 1 回

福生病院組合議会臨時会会議録

平成 2 4 年 7 月 2 0 日（金）

平成24年第1回福生病院組合議会臨時会

- 1 招集年月日 平成24年7月20日（金）
- 2 招集場所 公立福生病院2階大会議場
- 3 会議時間 午後1時30分から午後1時46分まで
- 4 出席議員
1番 下野 義子 2番 大坪 国広
3番 高水 永雄 4番 中嶋 勝
5番 船木 良教 6番 山崎 陽一
7番 奥富 喜一 8番 末次 和夫
9番 大野 聡
- 5 欠席議員 なし
- 6 説明のため出席した者の職氏名
管理者（福生市長） 加藤 育男
副管理者（羽村市長） 並木 心
副管理者（瑞穂町長） 石塚幸右衛門
- 7 職務のため出席した事務局職員の氏名
院 長 諸角 強英
副 院 長 松山 健
事 務 長 谷部 清
看 護 部 長 小口 明美
事 務 次 長 鈴木 昌行
庶 務 課 長 島田 三成
経 理 課 長 山内 一寿
医 事 課 長 小林 秀治
経 理 課 長 補 佐 井口 武
経営情報担当課長補佐 軽部 徹

8 職務のため出席した組織市町職員の氏名

福生市福祉保健部長

森田 秀司

福生市健康課長

中村 利夫

羽村市福祉健康部長

雨倉 久行

羽村市健康課長

田中 繁生

瑞穂町福祉部長

臼井 治夫

瑞穂町健康課長

福井 啓文

平成24年第1回福生病院組合議会臨時会議事日程

- | | |
|---------|---|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日 程 第 2 | 会期の決定について |
| 日 程 第 3 | 議案第7号 福生病院組合監査委員の選任に伴う同意について |
| 日 程 第 4 | 議案第8号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する
地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 日 程 第 5 | 議案第9号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について |

午後 1 時 30 分 開会

○議長（船木良教君） 皆さん、こんにちは。

開会前ですが、皆様へのお願いがございます。本会議での質問及び答弁を行う際には、マイクのスイッチを入り切りし、及び起立しての質問及び答弁をお願い申し上げます。

それでは、始めさせていただきます。

本日は、平成 24 年第 1 回福生病院組合議会臨時会の開催を通知いたしましたところ、公私ともにご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 9 名であり、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

○議長（船木良教君） これより、平成 24 年第 1 回福生病院組合議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、福生病院組合議会会議規則第 93 条の規定により、議長において 8 番末次和夫議員並びに 9 番大野聰議員を指名いたします。

○議長（船木良教君） 日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期は本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船木良教君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

この際、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） 加藤育男でございます。本日は平成 24 年第 1 回福生病院組合議会臨時会を招集申し上げましたところ、公私ともに大変ご多用にもかかわらず、議員の皆様にはご出席を賜りまして開催できますことを、厚く御礼を申し上げます。

私事ではございますが、初めにご報告をさせていただきますと、5 月に行われました市長選において再選をさせていただいた上に、福生病院組合の正管理者として、再び議員の皆様をお迎えでき、非常に光栄なことと考えております。

さて、昨年 3 月の大震災から、はや 1 年数カ月を過ぎようとしておりますが、いまだ復旧が遅々として進んでおらず、1 日でも早い復旧を願うばかりでございます。

また、世界的な経済不安定の影響を避けるべく、国としては財政の安定化に向け、消費税増税法案を成立させようとしておりますが、国民にとってはあらゆる面で負担が増えることとなりますし、病院といたしましても円滑な経営を進めていく上で、とても厳しい状況になると考えております。

このような中、病院の現状をお話しさせていただきますと、4 月 1 日より病床数を 271

床から 316 床へと施設変更するとともに、5 月 23 日には 7 階西棟への患者様の引っ越しを図り、念願の 316 床フルオープンを果たしました。

さらには、6 月ひと月の実績をもって、7 月から正式に 316 床としての保険請求を行うことが可能となりました。診療科ごとの偏りはございますが、最大の懸念でありました医師不足も解消してきており、7 月 1 日現在では、常勤医 58 名、研修医 4 名の体制となっております。

このような医師の増員もあり、平成 23 年度は入院及び外来の患者数は 22 年度を上回り、年間の延べ患者数で、入院では 9,397 人増の 8 万 2,106 人、外来では 4,382 人増の 20 万 4,108 人に達しました。1 日平均にいたしますと、入院で 224.3 人、外来で 836.5 人となっております。

なお、診療科としての重要な課題でありました人工透析の再開については、8 月に 1 人、11 月ごろにもう一人、専門医師を確保できることが明確になりましたので、今年度内での再開に向け努めていきたいと考えております。今後も、諸角院長とともに引き続き精力的に取り組んでまいりますので、議員並びに関係の方々にはご支援をお願い申し上げる次第でございます。

なお、本日ご提案いたしました議案は「福生病院組合監査委員の選任に伴う同意について」と、2 件の他団体規約変更でございます。いずれも重要な案件でございますので、ご審議を賜り、原案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（船木良教君） 以上で管理者の発言は終わりました。

○議長（船木良教君） 次に、日程第 3、議案第 7 号、福生病院組合監査委員の選任に伴う同意についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） それでは、議案第 7 号、福生病院組合監査委員の選任に伴う同意についてのご説明を申し上げます。

監査委員 2 名のうち、識見を有する者から選出する監査委員の任期が、平成 24 年 7 月 27 日で満了となります。このことから、新たに監査委員を選任する必要がありますので、地方自治法第 196 条第 1 項及び福生病院組合規約第 11 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

監査委員の選任につきましては、2 市 1 町の申し合わせにより、識見を有する監査委員は羽村市から、組合議会選出の監査委員は瑞穂町から選出することとしておりますので、羽村市に 5 月 1 日付で監査委員の推薦をご依頼申し上げまして、5 月 24 日付で「川邊慶之助」氏を推薦する旨の回答をいただきました。

同意を求める監査委員は、羽村市の代表監査委員であるとともに、当組合の現在の監査委員であります。

任期につきましては、平成 24 年 7 月 28 日から平成 28 年 7 月 27 日までの 4 年間となります。

よろしくご審議をいただきまして、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（船木良教君） 以上で、提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船木良教君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件についての討論の申し出はございません。

これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第7号、福生病院組合監査委員の選任に伴う同意についての件をお諮りいたします。

議案第7号を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船木良教君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

○議長（船木良教君） 次に、日程第4、議案第8号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） 議案第8号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第286条第1項の規定におきまして、組織団体数の増減もしくは規約の変更を行う際には「関係地方公共団体の協議によりこれを定める」と規定されておりますことから、議会にお諮りするものでございます。

改正の内容でございますが、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合への「稲城・府中墓苑組合」の新たな加入による規約の変更でございます。

細部につきましては、庶務課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（船木良教君） 島田庶務課長。

○庶務課長（島田三成君） 議案第8号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての細部について、ご説明をいたします。

恐れ入りますが、議案資料1ページの新旧対照表をご覧ください。本規約の改正につきましては、条文の改正ではなく、規約別表1、組織団体の最後部であります「福生病院組合」の次に「稲城・府中墓苑組合」を加え、規約別表2の組合議員選挙区及び議員定数表の第2区の表中、選挙区欄の最後部である「多摩ニュータウン環境組合」の次に

「稲城・府中墓苑組合」を加える別表の改正となっております。

附則でございますが、施行期日といたしまして、「この規約は東京都知事の許可のあった日から施行する。」こととしております。

以上で、細部説明とさせていただきます。

○議長（船木良教君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船木良教君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件についての討論の申し出はございません。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を、お諮りいたします。

議案第8号を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船木良教君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することを決定いたしました。

○議長（船木良教君） 次に、日程第5、議案第9号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。加藤管理者。

○管理者（加藤育男君） 議案第9号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更につきまして、説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第252条の7第2項の規定におきまして、組織団体の数の増減もしくは規約の変更を行う際には「関係普通地方公共団体は協議して行う。」と規定されていることから、議会にお諮りするものでございます。

改正の内容でございますが、稲城・府中墓苑組合が平成24年5月1日に設立されたことに伴い、加入させる必要が生じたこと、及び地方公務員法の改正により、引用条文の条番号が変更になったことに伴い、規約の変更を行うものでございます。

細部につきましては、庶務課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（船木良教君） 島田庶務課長。

○庶務課長（島田三成君） 議案第9号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての細部について、ご説明いたします。

議案資料２ページの新旧対照表をご覧ください。第１条から第１１条は省略させていただきまして、第１２条でございますが、地方公務員法の改正に伴い、引用条文の条番号の変更がありましたので、「法第９条第６項」を「法第９条の２第６項」に改め、別表、公平委員会を共同設置する市町村及び一部事務組合の最後部であります「福生病院組合」の次に、「稲城・府中墓苑組合」を加える改正となっております。

附則といたしましては、「この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成２４年５月１日から適用する。」こととなっております。

以上で、細部説明とさせていただきます。

○議長（舩木良教君） 以上で提出者の説明は終わりました。

なお、ご答弁の際、お願いいたします。氏名と役職名を議事録の関係がありますので、申し添えてください。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（舩木良教君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件についての討論の申し出はございません。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第９号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件を、お諮りいたします。

議案第９号を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（舩木良教君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（舩木良教君） 以上をもちまして、本臨時議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成２４年第１回福生病院組合議会・臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後１時４６分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 24 年 月 日

福生病院組合議会議長

福生病院組合議会議員

福生病院組合議会議員